

6月は水道週間(1日～7日)

『一滴の水からつくろう新たな時代』



増大する需要に対応した新たな水源の確保、老朽管施設への早期対応、漏水、災害時におけるライフラインとしての安定供給などについての施設整備・改良を進めなければなりません。

また、これらの課題に対処していくためには、ダムや施設の建設・改良・更新などに巨額の資金が必要となります。水道の広域化・高度浄水施設整備についても国の補助が受けられますが、それ以外の資金の多くは借入金に依存するしかないのが現実なのです。

このため、水道事業者はあらゆる業務を能率的な執行と、事業運営の効率化を図りながら、安全でおいしい水づくりに日々全力で取り組んでいます。水道は、私たちの生活に無くてはならない大切な施設です。これからも、みなさんの一層のご理解とご協力をよろしく願います。

日本の水道は、明治二十年横浜で給水が開始されて以来百余年余りの年月が経過しました。この間、水道の普及拡大と経済・文化の発展による給水人口の増加や都市化の進展による水需要が増加の一步をたどり、これに対応するべく水道施設の建設拡張を重ねてきました。

給水装置工事業者の追加指定のお知らせ

追加指定のお知らせ

月潟村では、月潟村指定給水装置工事業者規程の第四条により、次の四業者を追加指定しましたのでお知らせします。

なお、指定給水装置工事業者以外の業者が施工した給水装置の場合、給水が出来ませんので、ご注意ください。

指定業者名	住所	電話番号
小林水道設備	月潟	375-50880
五十嵐工業	栄町	450-20320 (Office)
(株)原基建設	下曲通	375-23200 (Office)
フジタ管工	巻町	720-82003 (Office)

※平成11年4月30日現在(総業者数32業者)

今までの業者については、広報つきがたのNo343・346・352をご覧ください。また、不明なことについては、月潟村簡易水道にお問い合わせ下さい。☎37512312

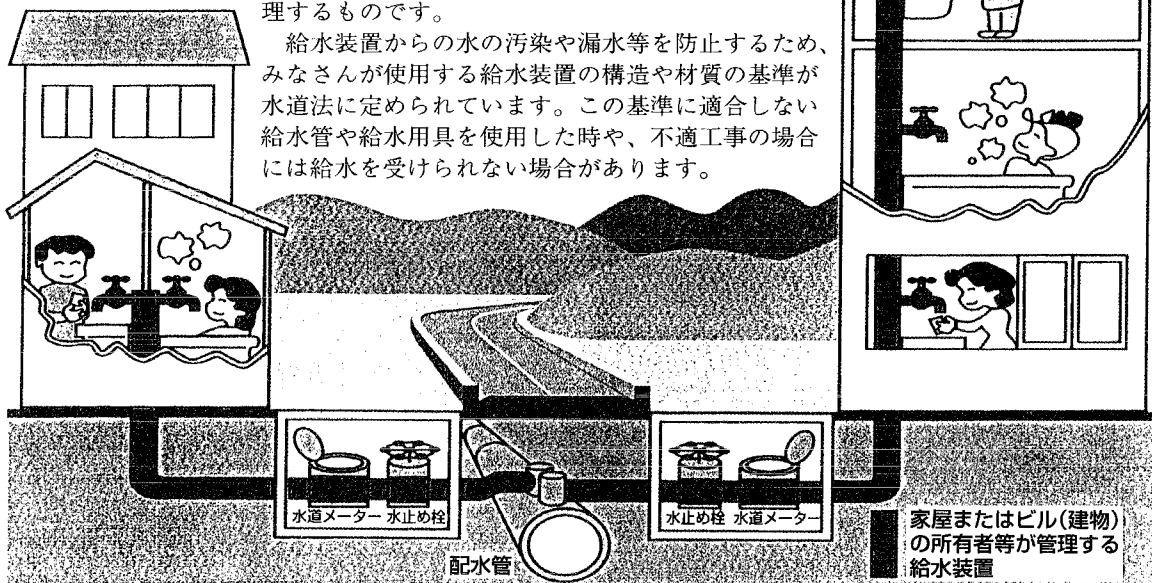
給水装置はあなたのものです。

●給水装置とは

水道の配水管から分岐して設置した給水管と、これに直結した給水用具(蛇口、水止め栓、湯沸器等)を給水装置といいます。

給水装置は、水道使用者のみなさんが工事費を負担して設置し、維持管理するものです。

給水装置からの水の汚染や漏水等を防止するため、みなさんが使用する給水装置の構造や材質の基準が水道法に定められています。この基準に適合しない給水管や給水用具を使用した時や、不適工事の場合には給水を受けられない場合があります。



節水のご協力をお願いします。

「月潟村簡易水道」

これからの季節、水を多く使うことを思います。しかし、水は限られた資源でもあります。日頃からの節水をお願いします。また、ご家庭の水道メーター・給水装置などを日頃点検することで、漏水箇所の発見などにもつながります。一度点検を試みることをお勧めします。

※水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用して下さい。

水質検査結果報告

○安全な水の供給は、水道の最も重要な条件です。
○水道水は、直接人の健康に係るため、常に安全でなければなりません。
○このため、水源から浄水場、さらに家庭の給水栓まで、安全な供水をするため、左記の厳しい水質検査を行い、水質基準に適合しているかをチェックしています。

検査種別	基準項目(42項目)		検査種別	基準項目(42項目)	
	検査成績	水質基準		検査成績	水質基準
一般細菌	0	1ml中100以下	クロロキウム	0.06mg/l以下	
大腸菌群	検出しない	検出されないこと	ジプロモクロロタン	0.1mg/l以下	
硝酸性及び亜硝酸性窒素	0.7	1.0mg/l以下	プロモジクロロタン	0.03mg/l以下	
鉄	0.03未満	0.3mg/l以下	プロモキウム	0.09mg/l以下	
塩素イオン	12	200mg/l以下	トリハロメタン	0.1mg/l以下	
硬度	26	300mg/l以下	カドミウム	0.001未満	0.01mg/l以下
蒸発残留物	62	500mg/l以下	水銀	0.0005未満	0.0005mg/l以下
有機物等	0.9	10mg/l以下	セレン	0.001未満	0.01mg/l以下
pH値	7.1	6.8~8.6	鉛	0.001未満	0.05mg/l以下
臭気	異常なし	異常でないこと	ヒ素	0.001未満	0.01mg/l以下
色度	1未満	5度以下	六価クロム	0.005未満	0.05mg/l以下
濁度	0.1未満	2度以下	シアン	0.001未満	0.01mg/l以下
アンモニア性窒素	0.1未満	—	フッ素	0.08未満	0.8mg/l以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.03mg/l以下	亜鉛	0.01未満	1.0mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01mg/l以下	銅	0.01未満	1.0mg/l以下
1,1,1-トリクロロタン	0.001未満	0.3mg/l以下	ナトリウム	7.4	200mg/l以下
四塩化炭素	0.002未満	0.002mg/l以下	マンガン	0.005未満	0.05mg/l以下
1,2-ジクロロタン	0.0004未満	0.004mg/l以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満	0.2mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.02mg/l以下	フェノール類	0.005未満	0.005mg/l以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.02mg/l以下	1,3-ジクロロベン	0.0002未満	0.002mg/l以下
1,1,2-トリクロロタン	0.004未満	0.04mg/l以下	チウラム	0.0006未満	0.006mg/l以下
1,1,2-トリクロロタン	0.0006未満	0.006mg/l以下	シマジン	0.0003未満	0.003mg/l以下
ベンゼン	0.001未満	0.01mg/l以下	チオベンカルブ	0.002未満	0.02mg/l以下

判定 ◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。

備考 *印の検査成績は不適合です。
検査方法及び基準値は平成4年厚生省令第69号による。
検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ(但し、アンモニア性窒素はmg/l)。

※厚生大臣指定検査機関(財)新潟県環境衛生研究所にて検査しています。(平成11年4月12日)